

宇部市地元企業優先発注に係る実施方針

1 目的

本市の地元企業の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、関係法令を遵守しつつ、地元企業への優先発注を推進する。

2 運用対象

本市の全部局の公共調達を実施方針の適用対象とする。

3 目標

公共調達全分野で、地元企業への件数ベースでの発注率 82%を目指す。

4 業者の区分及び定義

区分		定義
地 元 企 業	市内業者	市内に本社、本店を有する業者
	準市内業者 1	市外に本社、本店を有するが、市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている業者
	準市内業者 2	市外に本社、本店を、市内に支社、支店、営業所等を有する「準市内業者 1」以外の業者
市外業者		市外に本社、本店を有する「準市内業者 1」及び「準市内業者 2」に該当しない業者

5 実施方針

原則として、地元企業のうち、市内業者を選定する。ただし、雇用の確保等地域経済への貢献度等を踏まえ、取扱要領に沿って順次対象を拡大する。

なお、本方針は、本市の公共調達から市外業者を排除することを目的とするものではない。

対象	取扱要領
公共工事	<p>ア 原則として、市内業者を選定する。</p> <p>イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格、実績並びに雇用する技術者の有する資格、人数及び経験等（以下「業者の有する資格等」という。）を総合的に勘案して、以下の順に対象を拡大する。</p> <p>①準市内業者 1</p> <p>②準市内業者 2</p> <p>③市外業者</p> <p>ウ 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点踏まえた上で分離分割発注に努めることとし、市内業者の受注の確保を図る。</p> <p>エ 建設工事を受注した者が下請業者を選定するときは、市内業者を優先して選定するよう文書で要請する。</p> <p>オ 建設工事を受注した者が建設資材等を利用するときは、市内産資材を優先して利用するよう文書で要請する。</p>
公共工事に係る業務委託	<p>ア 原則として、市内業者を選定する。</p> <p>イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格等を総合的に勘案して、以下の順に対象を拡大する。</p> <p>①準市内業者 1</p>

	②準市内業者 2 ③市外業者
上記以外の業務委託	ア 原則として、市内業者を選定する。 イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格等を総合的に勘案して、以下の順に対象を拡大する。 ①準市内業者 1 ②準市内業者 2 ③市外業者
物品調達 印刷製本	ア 原則として、市内業者を選定する。 イ 市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格等を総合的に勘案して、以下の順に対象を拡大する。 ①準市内業者 1 ②準市内業者 2 ③市外業者 ウ 印刷を主たる業務としていない業者に、企画又はデザインとあわせて印刷を発注するときは、可能な範囲で分離発注し、市内業者の受注の確保を図る。

※ 選定に当たっては、建設工事等競争入札参加資格者名簿、小規模修繕工事等契約希望者登録名簿及び物品・製造等競争入札（見積）参加資格者名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）を優先することとする。

①市内業者（登録業者を優先）



②準市内業者 1（登録業者を優先）



③準市内業者 2（登録業者を優先）



④市外業者（登録業者を優先）

6 発注理由の確認

(1) 契約課に入札の執行を依頼する場合において、市内業者以外の者への発注を要請するときは、各課等は、別紙「発注理由書」（以下「理由書」という。）を作成し、入札を依頼するときに当該理由書を契約課に提出するものとする。

契約課は当該理由書を決裁書類に添付し、決裁過程においてその理由を確認するものとする。

(2) 契約課を介さない契約において、各課等が市内業者以外の者に発注するときは、理由書を作成の上、決裁書類に添付し、決裁過程においてその理由を確認するものとする。

7 検証、評価及び見直し

実施状況は、年度ごとに検証及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ実施方針の見直しを行うものとする。